

平成 16 年 4 月 21 日

各 位

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
株式会社 システムプロ
代表取締役社長 逸 見 愛 親
(コード番号: 2317)
問い合わせ先 取締役財務経理部長 細野 雅博
電話番号 045(640)1401(代)
U R L <http://www.systempro.co.jp>

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成16年4月21日開催の当社取締役会において、平成16年1月27日開催の当社第21期定時株主総会にて承認されました、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成16年4月22日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行日
平成16年4月22日
2. 新株予約権の発行数
160個(新株予約権1個につき1株)
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式160株
4. 新株予約権の発行価額
無償
5. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
未定
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
未定
7. 新株予約権の権利行使期間
平成18年1月28日から平成23年1月27日まで
8. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)

は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員地位にあることを要する。

新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、下記により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。

権利の譲渡、質入れは認めない。

なお、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

9. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部または一部を行使できなかった場合には、取締役会決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額のうち資本に組み入れない額

未定

1株当たりの発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役
合計54名

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成16年1月6日

定時株主総会の決議日

平成16年1月27日

以上